**児童福祉法第21条の5の15第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書**

令和　　　年　　　月　　　日

主たる事務所の所在地：

申請者　　名　　　　　　称：

代表者の職・氏名：

　当法人及び別紙記載の役員等（事業所を管理する者を含む。）は、下記に掲げる児童福祉法第21条の5の15第3項各号の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

|  |
| --- |
| 【児童福祉法第21条の5の15第3項各号の規定】一　申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。二　当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十一条の五の十九第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。三　申請者が、第二十一条の五の十九第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。四　申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。五　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。五の二　申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。六　申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この条及び第二十一条の五の二十四第一項第十一号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。七　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。八　削除九　申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。十　申請者が、第二十一条の五の二十二第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十四第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。十一　第九号に規定する期間内に第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。十二　申請者が、指定の申請前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。十三　申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第九号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。十四　申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第九号から第十二号までのいずれかに該当する者であるとき。 |

　なお、指定障害児相談支援においては、第24条の28第2項の規定により、第21条の5の15第3項各号（第4号、第11号及び第14号を除く）を準用し、読替後の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

【児童福祉法第24条の28第2項による読替】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法の規定中読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二十一条の五の十五第三項 | 都道府県知事は | 市町村長は |
| 第一項の申請 | 第二十四条の二十八第一項の申請 |
| 次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。） | 第一号から第三号まで、第五号から第十号まで、第十二号又は第十三号 |
| 第二十一条の五の十五第三項第一項 | 都道府県の条例で定める者 | 法人 |
| 第二十一条の五の十五第三項第二号 | 障害児通所支援事業所 | 障害児相談支援事業所（第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。） |
| 第二十一条の五の十八第一項の都道府県の条例 | 第二十四条の三十一第一項の厚生労働省令 |
| 第二十一条の五の十五第三項第三号 | 第二十一条の五の十八第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準 | 第二十四条の三十一第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準 |
| 障害児通所支援事業 | 障害児相談支援事業 |
| 第二十一条の五の十五第三項第六号 | 第二十一条の五の二十三第一項の | 第二十四条の三十六の |
| 障害児通所支援事業所 | 障害児相談支援事業所 |
| 指定障害児通所支援事業者の | 指定障害児相談支援事業者（第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下この項において同じ。）の |
| 当該指定障害児通所支援事業者 | 当該指定障害児相談支援事業者 |
| 第二十一条の五の十五第三項第七号 | 第二十一条の五の二十三第一項 | 第二十四条の三十六 |
| 指定障害児通所支援事業者 | 指定障害児相談支援事業者 |
| 第二十一条の五の十五第三項第九号 | 第二十一条の五の二十三第一項 | 第二十四条の三十六 |
| 第二十一条の五の十九第二項 | 第二十四条の三十二第二項 |
| 第二十一条の五の十五第三項第十号 | 第二十一条の五の二十一第一項 | 第二十四条の三十四第一項 |
| 第二十一条の五の二十三第一項 | 第二十四条の三十六 |
| 都道府県知事 | 市町村長 |
| 第二十一条の五の十九第二項 | 第二十四条の三十二第二項 |
| 第二十一条の五の十五第三項第十二号 | 障害児通所支援 | 障害児相談支援 |
| 第二十一条の五の十五第三項第十三号 | 第四号から第六号まで又は第九号から前号まで | 第五号から第六号まで、第九号、第十号又は前号 |

以上